

潟上市キャッシュレス決済導入業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

潟上市が実施する潟上市キャッシュレス決済導入業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）について、次のとおり参加者を募集します。

令和6年4月5日

潟上市長 鈴木 雄大

1. 本業務の概要

(1) 事業名称

潟上市キャッシュレス決済導入業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

なお、窓口キャッシュレス決済を導入し運用を開始するまでの委託に係る期間であり、運用に係る契約は別途行うものとする。

(3) 履行場所

潟上市役所庁舎1階 市民課

(4) 提案上限額

1,287,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額を超える金額で提案した場合は、失格とする。

(5) 事業の概要

潟上市キャッシュレス決済に係る構築、導入及び操作説明詳細は潟上市キャッシュレス決済導入業務仕様書による。

2. 参加資格

(1) 参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 本プロポーザルに係る参加申込書の提出期限までに、国・秋田県及び本市の指名停止等の措置を受けていないこと。

エ 国税及び潟上市税に滞納がないこと。

オ 法人格を有していること。

カ 令和3年4月1日から本プロポーザルに係る参加申込書の提出期限までに、秋田県、又は秋田県内の地方自治体において同種の導入実績（共同提案による導入実績を含む）を有していること。

(2) 2者共同による参加要件

本技術提案には、2者共同による参加を認める。その場合、2者それぞれが(1)の要件を全て満たすものとする。

また、それぞれの参加者の位置づけ、役割を参加申込書とあわせて提出（任意様式）をすること。

3. 選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 審査は評価基準に基づきプレゼンテーションを実施する。

(3) 業務契約候補者は、潟上市キャッシュレス決済導入業務委託に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）の評価点が最も高い提案者とする。

(4) 提案者が1社の場合でも審査を行い、審査会が適切な事業者と判断した場合は業務契約候補者とする。

4. 選定方法

(1) 参加申込

ア 提出期限 令和6年4月24日（水）午後5時まで

イ 提出先 潟上市市民生活部市民課

ウ 提出方法 持参（土日祝祭日を除く日の午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時まで

イ 提出先 潟上市市民生活部市民課

ウ 提出方法 持参（土日祝祭日を除く日の午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

5. 募集等のスケジュール

プロポーザル実施の公告	令和6年4月5日（金）
質問書提出期限	令和6年4月12日（金）
質問書への回答公表	令和6年4月18日（木）
参加申込書の提出期限	令和6年4月24日（水）

参加資格決定通知及びプレゼンテーション実施通知	令和6年4月26日（金）発送予定
企画提案書等の提出期限	令和6年5月10日（金）
プレゼンテーション実施	令和6年5月22日（水）
選定結果通知	令和6年5月下旬
契約締結	令和6年6月上旬

※災害その他の理由によりやむを得ず、上記日程を変更する場合がある。この場合、参加者に速やかに連絡する。

6. その他

本プロポーザルに係る手続きの詳細については、実施要領等による。

7. 問合せ先

潟上市市民生活部市民課

〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226番地1

電話：018-853-5309（直通）

メールアドレス：shimin@city.katgami.lg.jp